

学校いじめ防止基本方針

平成30年 4月 1日
青森県立八戸第一養護学校

1 学校いじめ防止基本方針策定に当たって

児童生徒が楽しく豊かな学校生活を送れるように、そしていじめのない学校を作らねば、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取組むとともに、いじめの疑いがある場合は、適切に且つ速やかに解消するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、けんかやふざけあいであった場合でも、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 校内体制について

(1) 日常の指導体制について

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1参照 ※いじめ防止対策委員会（定期開催）

(2) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いがある場合、いじめ解消に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2参照 ※いじめ防止対策委員会（臨時開催）

4 いじめの未然防止について

(1) 児童生徒に対して

・自分を大切にするとともに、他人の人格や人権を大切にすることができるよう道徳教育を推進する。

・アンケートや面談を通じ、「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促す。

(2) 教職員に対して

・児童生徒が自分の居場所を感じられるような学級づくりに努める。

・児童生徒が思いやりの心もち、命の大切さを育めるような授業づくりを行う。

・児童生徒の変化に気付く、敏感な感覚をもつように努める。

・インターネット社会についての講話（防犯）や情報モラル教育の充実に努め、保護者への啓発を行う。

(3) 保護者・地域等に対して

・学校いじめ防止基本方針等の周知を行う。

・いじめ根絶への理解と協力の依頼を行う。

・保護者と密に連絡を取り合う。

5 いじめの早期発見について

(1) 情報収集

・教職員で見守り、気付いたことを確認する。

・児童生徒、保護者、地域等からの相談を大切にす。

・アンケート調査、個人面談を実施する。

(2) 相談体制の確立

・誰にでも相談できる場や雰囲気づくりをする。

(3) 情報の共有

・教職員間で情報を共有する。

・報告を徹底する。

・要配慮児童生徒の実態を把握する。

・進級時は引き継ぎをしっかりと行う。

6 解消に向けた対応について

- (1) 児童生徒への対応
- ① いじめられ続けている児童生徒への対応
 - ・安心・安全の確保
 - ・心のケア
 - ・今後の対策について検討
 - ② いじめられている児童生徒への対応
 - ・いじめの事実を確認・指導
 - ・いじめられている児童生徒の苦痛に気付かせる指導
 - ・児童生徒が抱える、問題や背景を理解し、立ち直りを支援する。
 - ③ 関係集団への対応としてとらえさせる指導
 - ・自分まわりの人間関係づくりの指導
 - ・望まぬ人間関係の解消
- (2) 保護者への対応
- ① いじめられ続けている児童生徒の保護者への対応
 - ・話を聞く。児童生徒の苦痛に対して共感的に対応する。
 - ・被害性に着目し、児童生徒の苦痛を大切にすることの協力を求める。
 - ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
 - ② いじめられている児童生徒の保護者への対応
 - ・児童生徒や保護者への理解を求める。
 - ・立ち直るために、保護者の協力が不可欠であることを伝える。
- (3) 関係機関との連携
- ① 県教育委員会との連携の連携支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係児童生徒への調整
 - ・いじめ防止専門員の委嘱
 - ② 警察との連携に重大な被害が疑われる場合
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等違反行為がある場合
 - ③ 福祉関係との連携する指導・助言
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭で児童生徒の生活、環境の状況把握
 - ④ 医療機関との連携する相談
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神状態についての治療、指導・助言

7 いじめの解消について

「いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること」
「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
以上2つの要件を満たすこととする。

8 県教育委員会への連絡について

- いじめの疑い（兆候、懸念、訴え、相談、通報）
- ・第一報（FAX）（様式1号-1）
 - ・確認結果の報告（様式1号-2）

9 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
- ① 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額な金品を奪い取られた場合
 - ② 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況によって判断する。
 - ・保護者や地域等から、いじめによる重大事態であると申し出があった場合
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
- 学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。
- ※ 発生報告：第一報（電話）及び文書（様式2号）
調査結果の報告（様式3号）

付	則													
・	平	成	2	6	年	3	月	5	日	作	成			
・	平	成	2	6	年	8	月	2	1	日	一	部	改	訂
・	平	成	2	7	年	6	月	3	日	一	部	改	訂	
・	平	成	2	8	年	2	月	3	日	一	部	改	訂	
・	平	成	3	0	年	2	月	8	日	一	部	改	訂	

日常指導体制（未然防止・早期発見）

学校全体

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを絶対許さない土壌づくり
- ・誰にでも相談できる体制の充実
- ・保護者・地域等との連携

いじめ防止対策委員会（定期開催）

構成員 校長、教頭、生徒指導主事、
学部主任
いじめ防止専門員

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮児童生徒への支援方針
- ・研修会等の企画・立案

【いじめの疑い】

第一報（FAX）（様式 1-1）
確認結果報告（様式 1-2）
県教育委員会へ

【緊急対応】

いじめ防止対策委員会
（臨時開催・別紙 2）

未然防止

- ◇児童生徒に対して
 - ・お互いを大切にしようことの指導
 - ・いじめを見たら相談することの指導
- ◇教職員に対して
 - ・居場所を感じる学級づくり
 - ・命の大切さを育む授業づくり
 - ・変化に気付く感覚の保持
 - ・ネット社会についての講話
 - ・情報モラル教育の充実
- ◇保護者・地域に対して
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・いじめ根絶への理解と協力の依頼
 - ・保護者と密に連絡を取り合う

早期発見

- ◇情報収集
 - ・教職員の見守り、気付き
 - ・児童生徒、保護者、地域等からの相談
 - ・アンケートの実施
- ◇相談体制の確立
 - ・誰にでも相談できる環境
- ◇情報の共有
 - ・教職員間での情報共有
 - ・報告の徹底
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引き継ぎ

緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)

